

令和4年度 

原村の教育



原村教育委員会

表紙の題字「原村の教育」 教育長 清水幸次

村 民 憲 章

緑と光につつまれた美しい郷土、ここに生きる私たち原村民は先人の努力を受け継ぎ、豊かで活力ある高原都市をめざしてこの憲章をかかげ、力強く前進します。

- (1) 勇敢に進歩にいどむ村民
- (2) 連帯を深め助け合う村民
- (3) 自然を愛し育ていく村民
- (4) 生活文化を創造する村民
- (5) お年寄りを敬愛する村民

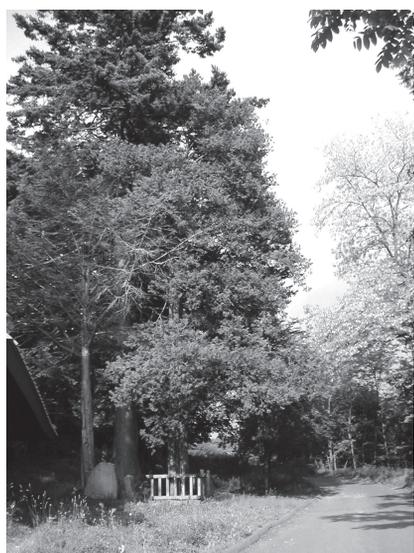
原村の将来像・村づくりの目標

平成28年度を初年度とする第5次原村総合計画において村の将来像を

「人と自然と文化が息づく 美しい村」

とし、5つの村づくりの目標を掲げました。

1. 人と自然を大切にした美しく住みよい村づくり
2. 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり
3. 健康と幸せを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり
4. 産業振興による魅力・活力のある村づくり
5. 皆が活躍できる持続可能な村づくり



村の木 ヒメバラモミ
(昭和 49.12.1 村木に制定)



村の花 レンゲツツジ
(昭和 49.12.1 村花に制定)

原村教育大綱（抜粋）

（平成28年8月策定）

原村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、その目標や施策の根本となる方針を教育大綱として次のように定めています。

1 豊かな人間形成をめざした学校教育の推進

- (1) 学校施設の整備充実
- (2) 教育内容・方法の改善充実
- (3) 地域社会との連携による教育の充実
- (4) 各教育機関の振興と小中学校との連携

2 生涯学習機会の充実

- (1) 生涯学習機会の提供と施設の充実
- (2) 図書館施設の充実、利用促進
- (3) 村づくりを担う人材の育成、社会教育関係団体への支援
- (4) 家庭教育の充実と青少年の育成

3 芸術文化活動の振興

- (1) 芸術・文化活動の充実
- (2) 遺跡の保存・整備と活用
- (3) 文化財の保存と活用

4 スポーツ・レクリエーション交流の推進

- (1) 社会体育施設の充実
- (2) 公園や広場の有効活用
- (3) 生涯スポーツの普及
- (4) 社会体育団体・グループ等の育成

「賢く・優しく・逞しい原っ子」は原村みんなで育てる宣言

【原村教育大綱（抜粋）】

- 豊かな人間形成を目指した学校教育の推進**
 - ◇学校施設 ◇教育内容・方法の改善
 - ◇地域社会・教育機関との連携
- 生涯学習機会の充実**
 - ◇図書館 ◇人材育成・関係団体支援
 - ◇家庭教育・青少年育成
- 芸術文化活動の充実**
 - ◇芸術・文化活動 ◇遺跡・文化財
- スポーツ・レクリエーション交流の推進**
 - ◇生涯スポーツ ◇公園・広場活用
 - ◇社会体育団体・グループ等育成

【第2期「原村子ども・子育て支援事業計画」】

- 《基本理念》みんなで輪を持ち
子育て・子育て支援のむら 原村
- 《基本目標》
- ①子どもの健やかな成長を
 - ◇健やかな心身の育成（0～18歳）
 - ②「賢く・優しく・たくましい」原っ子の育ちを
 - ◇「生きる力」を育む教育
 - ③多様なニーズに応じた子育て支援を
 - ◇支援サービス・ネットワークづくり
 - ④みんなが子育てにかかわる村を
 - ◇住民との協働による子育て支援
 - ⑤子育て家庭が安心して暮らせる村を
 - ◇居場所 ◇安全・優しい環境づくり

「原っ子」は原村みんなで育てる宣言

- 1. 賢い「原っ子」**
自分の夢を持ち、それに向かって努力する子ども
- 2. 優しい「原っ子」**
命を大切にし、相手を思いやる心をもつ子ども
- 3. たくましい「原っ子」**
困難を協働しながら乗り越えていく力をもつ子ども

わたしたちは、子どもと子育てを支援・応援します

- 1 すべての子どもに、「学び」を保障します**
子どもの人権と利益を尊重し、学習や体験等を通じて人格の形成に取り組みます。
- 2 すべての子育て環境の充実を「支え」ます**
子どもと子どもを生き育てようとする人に、必要なサービスの充実に向けて取り組みます。
- 3 誰一人取り残さないように、他と「つなぎ」ます**
保健、医療、福祉、保育、教育等、子どもに関するあらゆる分野において、相互に連携・協力します。
- 4 子どもと親の「共育ち」を目指します**
子どもの育ちや子育てに伴う誇りや喜びを広く共有し、親も子どもと共に育つ環境づくりを進めます。

教育環境の整備
◇GIGAスクール
◇施設・設備他

読書活動の推進
◇豊かな心醸成

人権意識の醸成
◇思いやる心

健康教育・食育の推進
◇心身の健康増進
◇食に関する感謝

子どもの社会参加の促進
◇自己有用感

キャリア教育の充実
◇自尊感情
◇自己実現

安心・安全な村づくり
◇安全で良好な環境づくり

子育て家庭への支援
◇仕事・子育ての両立を図る支援

相談体制の充実
◇総合的な相談体制の充実

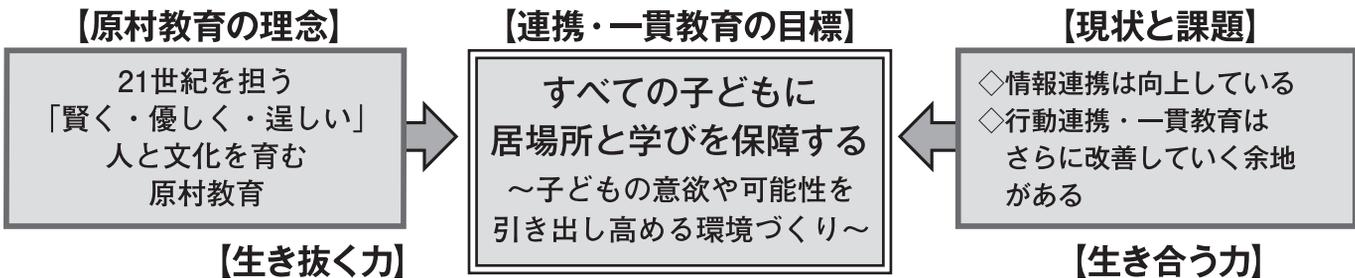
関係諸機関との相互連携・協働
◇応援・支援の充実

〈支援・応援〉

〈支援・応援〉

村の役割	学校園等の役割	保護者(家庭)の役割
①保護者・家庭、学校園、地域・村民、その他関係団体等との総合的な調整を行うと共に、これらの協力体制を構築し、機能の向上を目指して整備します	②社会性・基礎学力・表現力・想像力等、予測困難な社会を「生き合う力」を育むと共に、地域・家庭との協働による教育に取り組みます	③子の人格形成上大きな役割を担うことを自覚し、子育てに伴う誇り及び喜びを深められるように努めると共に、「共育ち」を目指します
地域の役割	村民の役割	事業者の役割
④子育てを地域全体の課題ととらえ、子どもと家庭を応援することに積極的に関わり、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます	⑤安心して子どもを生き、育てることができる社会の実現に向け、挨拶の励行、地域行事の参加等を通じて、良好な地域社会の形成に努めます	⑥雇用する労働者が、子どもとの関わりを深められるよう配慮し、学校等や地域が行う職場体験活動その他の育成に関する活動に協力します

令和4年度 原村「幼保小連携・小中一貫教育」グランドデザイン



「育ってほしい10の姿」を意識した保育・幼児教育の改善



基本的信頼感を育て高める (不信感を生まない)
～子どもは、家庭で愛され、学校で学び、地域で育つ～

原村教育の基本方針

「21世紀を担う ^{かしこ}賢く・^{やさ}優しく・^{たくま}逞しい 人と文化を育む原村教育」

I 原村の教育理念

第5次原村総合計画で示された原村の将来像「人と自然と文化が息づく美しい村」に基づく教育に関する総括目標として「皆が元気に安心して暮らせるむら」の実現に向け、若い人たちが地域で働き活躍し、安心して子育て・教育できる環境の充実を目指した、より具体的な内容が原村教育の基本方針です。

原村教育委員会では、2019年（令和元年）度より、「子ども課」（教育総務係・子育て支援係・保育園係）と「生涯学習課」（生涯学習係・図書館係・文化財係・スポーツ係）の2課制に組織改編を行い、よりきめ細かい子ども・子育て支援と教育行政の実現を目指して取り組んでいます。

特に「子ども課」は、村づくりの基本である「人づくり」を最大の目標として、0才から18才までの全ての子どもたちが「賢く・優しく・たくましい」原っ子として育つことを願うとともに、全ての村民が生涯にわたって自ら考え、他者と協調しながら自ら実行することのできる資質・能力を兼ね備えた人材の育成を目指し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育の実現を目標として、乳幼児期から児童生徒期まで、切れ目のない一元的・連続的な支援を進めます。また、この目標の実現に向け、子ども課・子育て支援係では「**第2期原村子ども・子育て支援事業計画**」を策定し、多様なニーズに応じた「幅広い」「質の高い」**子育て支援**に取り組んでいきます。さらに、「賢く・優しく・逞しい「原っ子」は原村みんなの力で育てよう宣言」を唱え、すべての子どもに学びを保障し、子育てを支え、他者をつなぎ、子どもと親の共育ちを原村全体で目指します。

一方、「生涯学習課」においては、益々多様化する高齢化社会において、「**生きがいを持って**」「**健康で**」「**逞しく生き合う**」「**持続可能な地域社会**」を目指して、**村民主体による各種講座等**多様な活動の推進を進めていきます。

◎八ヶ岳の裾野に広がる豊かな自然と縄文文化を受け継ぐ歴史と伝統の上に立ち、日本で最も美しい村連合の一つである郷土を愛し、豊かな心と高い人間性を育み、21世紀を担う「賢く・優しく・逞しい」原っ子の育成と人と文化を育む村づくりを進め、各世代の村民が、それぞれの「**生きがい**」を持って活躍できる「**活力ある**」村づくりを目指します。

II 原村教育の重点1（幼児教育・学校教育関係）

◆ ^{かしこ}賢く ^{やさ}優しく ^{たくま}逞しい 原っ子の育成に向けて

【キーワード】「原っ子は、原村みんなの力で育てよう」

1 第2期「子ども・子育て支援計画」の推進のために

(1) 子どもの発達段階に応じた資質や特性の理解 (子どものとらえ方の基盤)

- 子どもの発達とは、子どもが自らの経験を基にして、周囲の環境に働きかけ、その環境との相互作用を通して、豊かな心情や意欲・態度を身につけ、新たな能力を獲得し、身につけていく重要な過程であるといえる。また、子どもの成長における身体的発達・情緒的発達・知的発達や社会性の発達等様々な側面は、相互に関連しながら総合的に発達するものであり、身近な人や自然等との関わりの中において、主体的に学び、行動することによって、様々な知識や技能を習得するとともに、主体性や周囲の人への信頼関係等が形作られていく。
- 子どもはひとりひとり異なる資質や特性を生まれながらにして有しており、その成長には様々な個人差があるといえる。特に、乳幼児期の子どもにおいては、身体感覚を伴う多様な経験や体験を積み重ねることによって、継続性や持続性のある望ましい発達が期待される。こうした観点を踏まえつつ、現代の子どもたちをめぐる社会環境や子どもの発達を考慮した「教育」と「支援」の充実を推進する。以下、各発達段階における特性や課題等を概観する。

① 乳幼児期の教育と保育支援 (おおむね0歳～5歳)

乳児期は、母親との関係の中で「基本的信頼感」を得ていく。獲得できると、様々なものを信じるのが可能になり、うまくいかないと基本的不信感を持ち続けることが多い。

また、幼児期前期では、自分でやろうとする意識が高まり、失敗しても受け入れてくれる環境の中で「自律性」が育まれる。幼児期後期では、いろいろなことに興味を示す時期で注意を受けることも多くなるが、「積極性」が勝ると、これをやりたいという理由や目的がわかるようになる。

この時期においては、特に「育てほしい10の姿」を意識したかかわりが重要になる。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 健康な心と体 | 6. 思考力の芽生え |
| 2. 自立心 | 7. 自然との関わり・生命尊重 |
| 3. 協同性 | 8. 数量・図形、文字等への関心・感覚 |
| 4. 道徳性・規範意識の芽生え | 9. 言葉による伝え合い |
| 5. 社会生活との関わり | 10. 豊かな感性と表現 |

② 学童期の教育と支援 (おおむね6歳～12歳)

集団で生活するようになり、他者と自分を比較するようになる。自分が劣っているという「劣等感」を感じる場面もあるが、あきらめずに努力する中で「有能感」を獲得する。

また、「勤勉性」により成功体験ができると「自信」がつく。

ア. 児童前期：小学校低学年 (おおむね6歳～8歳)

- ・ 「人として、行ってはならないこと」についての知識と感性の涵養や、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成
 - ・ 自然や美しいものに感動する心などの育成 (情操の涵養)
- 以上の点において、体験を通じた学びの充実を進める

イ. 児童後期：小学校高学年（おおむね9歳～12歳）

- ・ 抽象的な思考の次元への適応や他者の視点に対する理解
- ・ 自己肯定感の育成
- ・ 自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養
- ・ 集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成
- ・ 体験活動の実施など自社会への興味・関心を持つきっかけづくり等において、集団や個における子どもの主体性を伸ばす活動の場の設定や失敗を恐れずやり遂げることから生まれる達成感・満足感の体験による心の育成を図る

③ 青年期の教育と支援（おおむね13歳～18歳）

この時期は思春期とも呼ばれ、ここでの課題は「自分自身はいったい何なのか」という問いである。自己を確立することにより、自分を受け入れることができるようになると、「同一性（アイデンティティ：問いに対する肯定的な回答を得ること）」が獲得される。

ア. 青年前期：中学生期（おおむね13歳～15歳）

- ・ 「人間としての生き方を踏まえ、自らの個性や適性を探求する経験を通して、自己を見つめ、自己の在り方を思考
- ・ 社会の一員として自立した生活を営む力の育成
- ・ 法やきまりの意義の理解や公德心の自覚等において、身近な大人の体験（講話等）から学ぶとともに、自らの実践を通して、より具体的な「生きる力」を育む

イ. 青年中期：高校生期（おおむね16歳～18歳）

- ・ 人間としての在り方を踏まえ、自らの個性や適性を伸ばしつつ、生き方について考え、主体的な選択と進路の決定及び実現に向けた取り組み
- ・ 他者の善意や支えへの感謝の気持ちとそれにこたえる態度の育成
- ・ 社会の一員として自覚を持った行動や村外等における幅広い人との関わりを通して自らの生き方について学び、国際社会や地域の中で自己の主体性と協調性を育む

(2) 子どもの発達段階に応じた支援のあり方（個のニーズ・特性に応じた支援へ）

期	年齢	発達段階の特性（○）と教育・支援（※）	
乳幼児期	未満児	1	○ 人に対する <u>基本的信頼感</u> の獲得 ○ <u>愛着</u> の形成
		2	○ 十分な自己の発揮と他者の受容による <u>自己肯定感</u> の獲得
		3	○ <u>基本的</u> 生活習慣の形成
	年少	4	○ <u>道徳性</u> や <u>社会性</u> の芽生え
		5	（ <u>遊び</u> などを通じた子ども同士の体験活動の充実）
		6	※子どもと保護者への支援の充実（保健福祉との連携）を図る
学童期前期	小1	7	○ <u>善悪</u> の判断や <u>規範意識</u> の基礎
	小2	8	○ <u>自然</u> や <u>美しいもの</u> に感動する <u>心</u> （情操の涵養）
	小3	9	※ <u>体験</u> を通じた <u>学び</u> の充実を図る

期	年齢		発達段階の特性(○)と教育・支援(※)
学童期 後期	小4	10	○ 抽象的な思考や他者の視点意識 ○ 自他の尊重や他者への思いやり
	小5	11	○ 集団における役割の自覚や主体的な責任意識 ○ 社会への興味・関心
	小6	12	※主体性を伸ばす場の設定や体験による心(達成感・満足感等)の育成
青年期 前期	中1	13	○ 自らの個性や適性の探求 ○ 自己の省察・自己の在り方を思考
	中2	14	○ 社会の一員として自立した生活を営む力
	中3	15	※身近な大人から学ぶとともに、自らの実践を通して「生きる力」を育む
青年期 後期	高1	16	○ 自らの個性や適性を伸ばしつつ、望ましい進路の決定及び実現
	高2	17	○ 他者への感謝の気持ちとそれに応える態度
	高3	18	※国際社会や地域の中で、自己の主体性と協調性を育む

(3) 子育てに携わる者(教職員・保育士等)の意識改革(子ども観・教育観の編み直し)

- コロナ禍の中の実践で多くのことが学ばれている。「子どもの見方・とらえ方を高めること(子ども観)」、「子どもの意欲や主体性を引き出し育てる学びの環境を整えること(指導観・授業観)」の重要性が増している。
子どもが自己の可能性を、のびのびと一貫して具現できる環境づくりに向けて、「子ども観」・「教育観」の共有とこれらに立脚する幼保・小中での継続的な実践による保育及び授業改善への取組を推進する。(※次節で詳説する)

2 幼保小連携・小中一貫教育の推進

(1) 幼保小連携・小中一貫教育の目標

「すべての子どもに居場所と学びを保障する」こと。そのために、子どもの意欲や可能性を引き出し高める環境づくりを推進していくこと。

(2) 幼保小連携・小中一貫教育の核 ～ 子ども観・教育観の共有

① 「はじめに子どもありき」を通底する子ども観・教育観の編み直し

子どもの表現・事実をどのように受け止めるかによって、その後の支援の方向やあり方が変わってくる。「子どもはやる気と可能性に満ちており、自ら伸びようとする存在」であると捉えれば、これらが実現できる環境づくりに注力していくことになる。

(3) 幼保小連携・小中一貫教育の重点

① 「すべての子どもに学びを保障する」保育及び授業改善の推進

ア) 自主的・対話的で深い学びの創造

- ・ 中学校「原村学」につながる探究的な学びを、全領域で推進
- ・ 新学習指導要領の全面実施による「主体的・対話的で深い学び」の具現に向け、小中学校共通の「学力観」による継続的でより質の高い教育の実践
(保育園・小中学校：奈須正裕先生による研修の充実)
- ・ 日々の積み上げを大切に家庭学習の見直し。(やらされる学習から自らやる学習への転換)

イ) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の創造と調和

- ・ 「特別な教科 道徳(道徳科)」による心の教育及び「総合的な学習の時間」によるキャリア教育(生き方教育：「原村学」)の充実と推進

ウ) 子どもに学び続ける職員集団の構築

- ・ 保育士や幼稚園教諭と学校教職員との連携・交流研修の推進（「原村教育研究会」の充実）

② 小中9年間（幼保小中12年間、小中高12年間）を見通したカリキュラム作成と実践

ア) 全体を俯瞰した指導・支援計画の作成と実践

- ・ ユニバーサルデザインによるインクルーシブ教育の実現に向けた、よりきめ細やかな個別支援（幼保・小中での継続した子どもの見取りと支援体制の充実）
- ・ 各教科、領域において計画策定に着手（外国語・英語を手始めに）

イ) 円滑な接続に配慮した指導・支援計画の作成と実践

- ・ 保育園・幼稚園での「アプローチカリキュラム」を生かした、小学校での「スタートカリキュラム」の実践と円滑な接続。
- ・ 不登校傾向児童・生徒の生活および学習支援の充実（「中間教室」の環境整備と支援体制強化）

③ 子ども・職員の相互交流及び地域と共にある学校園づくりの推進

ア) 子どもの交流

- ・ 幼稚園・保育園による園児の交流や園児と児童・生徒との交流による連携教育の推進

イ) 職員の交流

- ・ 1日保育士体験等による学校教職員や保護者との連携
- ・ 小中学校職員間における授業連携及び交流・研修の推進

ウ) 地域との交流

- ・ コミュニティスクールの充実（学校応援団の拡充）
- ・ 諏訪東京理科大学との連携による「プログラミング学習」の充実と推進の継続（プログラミング的思考の育成）

3 地域に開かれ、地域とともにある学校園づくり

(1) 心豊かで「優しく・逞しい」原っ子（園児・児童・生徒）の育成を目指した保育（養護と教育）と学校教育の向上（挨拶・歌声・読書・食育・清掃を通しての共育ち）

- ・ 生きる力の元となる、ことばと心を育てる教育の推進（読書活動や読書教育の推進と充実）
- ・ 「早寝、早起き、朝ごはん」の実践による規則正しい家庭生活の推進と継続（食育の推進と充実）
- ・ 挨拶の励行と歌声の響く保育園・幼稚園・小中学校の環境づくり（地域に育つ子どもたち）
- ・ 年間を通して継続的に（メリハリを付けて根気よく繰り返し指導）

(2) 家庭教育の啓発と様々な子育て支援の充実

- ・ 0歳～18歳未満までの一貫した子育て支援の充実（「家庭児童相談員」「家庭教育相談員」による一元的子育て支援及び家庭教育の充実）
- ・ 心身の発達に支援を必要とする幼児・児童・生徒及びその家族への相談支援・学習支援、発達障害の啓発及び家庭・子育て支援の在り方研究と基本構想づくりの推進（子ども・子育て支援センターの設置、相談業務の充実、個別の支援計画作成他）
- ・ 家庭における生活習慣の確立（「早寝・早起き・朝ごはん」の推進、課題を抱えた家庭への温かい支援と援助、経済的支援の充実等）
- ・ 保健・医療・福祉・教育・就労等の各分野と連携した、訪問支援・相談支援等の推進。

- ・信頼関係と合意形成を大切にされた情報の発信と啓蒙活動の推進。（「学校だより」や「学年だより」等、信念を持って発信。**子と親を育てる**方向で。結果報告だけでなく、先を見通した啓発を。）

(3) 地域のひと・ものを大切にされた連携と一体的教育の推進

- ・子どもを大事にする教育の実践（観て、聴いて、受容する）
- ・学校や子どもの様子を学校だよりや広報等を通じて知っていただくことで、地域との連携・協力を推進（挨拶、安全指導等の依頼）
- ・地域人材の活用と**地域体験学習**の充実（学校から積極的に依頼）
- ・**教育ボランティアの発掘と活用の推進**
（コミュニティースクールの推進。**保護者からの情報収集及び支援体制づくり**。）
- ・地区行事等へ積極的参加し、地域住民との交流を深めたい（**地域に根ざす**）

(4) その他

- ・これからの**原村の子育て及び教育の在り方**についての研究と実践
（「**子ども課**」の良さをいかした**子育て支援の充実**）
- ・誠実でさわやかな対応、保護者や地域住民から信頼される学校に向けて
（教職員の和を大切に。**組織の一体感**が地域の信頼につながる）
- ・**安全・安心な学校づくり**（**子どもの命を守る「いじめ防止教育」「安全・防災教育」の推進、**
「**保護者等によるDV**」への**早期対応等**）
（「**対処的指導**」から「**予防的指導**」へ、危機管理意識の徹底を、**ダメなものはダメ**）
（「**自分の命は自分で守る**」教育や訓練等の徹底）

◎ 園児・児童生徒や保育園・学校、保護者、地域の方々と連携し、互いに支えあい、協力し合う互恵の精神に基づき、「子育てや教育」の問題をそれぞれ自分自身の問題として受け止め、行動することを基本理念として受け止め、その解決に取り組んでいきます。

Ⅲ 原村教育の重点2（生涯学習・社会教育関係）

「人と文化を育む村づくりの教育」

原村の歴史や伝統文化を継承しつつ生涯学習の機会を充実させ、住民が自主的に学ぶことのできる環境づくりを進め、固有の文化を大切にしながら人を育てる村づくりに取り組むとともに気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の多様な機会と場の整備に努める。

「生涯学習課」の設置により、よりきめ細やかで地域住民のニーズに対応した生涯学習推進体制を確立する。その中で、相談体制の充実、学習指導者の発掘・育成を図るとともに、海外との交流の機会や場づくりに努め国際性のある地域づくりを推進していく。また、生涯学習の実践として自治活動を支え、コミュニティ活動に発展させながら、自ら考え、自ら実行する人材の育成を図っていくことを目的とする。

(1) 生涯学習機会の提供と支援のために（自ら学び、自ら実践する場と機会の提供）

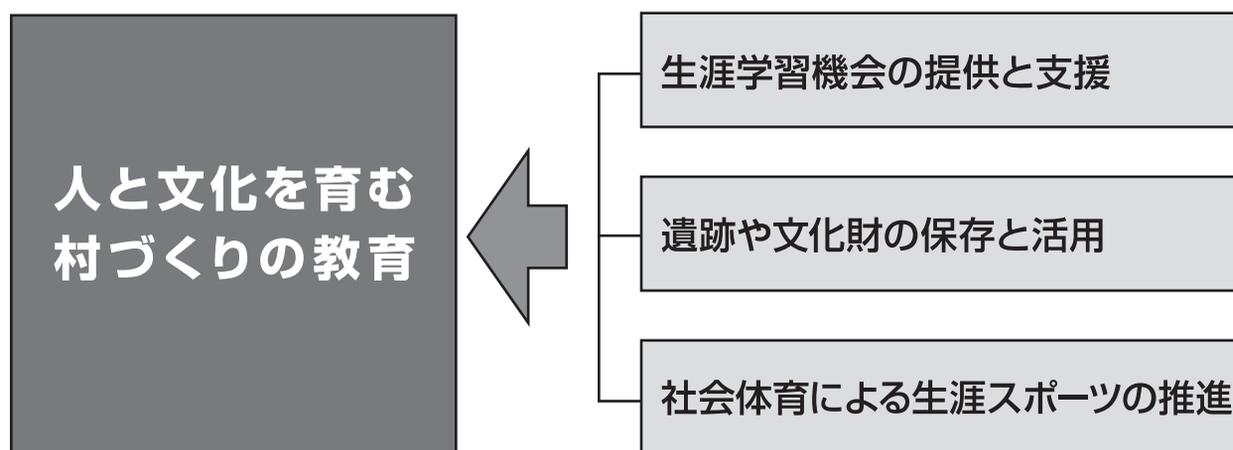
- ・ 公民館を核とした住民ニーズに応じた「社会教育」事業の実施
- ・ 社会教育関係団体、自主グループ等の学習成果への支援と育成
- ・ 図書館サービス（資料の収集・保存・提供）の充実と「読書活動」の啓発
- ・ 生涯学習を担う指導者的人材の発掘と育成
（地域ボランティア等の人材育成と人材バンクの構築）
- ・ 芸術・文化活動の推奨と伝統文化の継承

(2) 遺跡や文化財の保護と活用のために

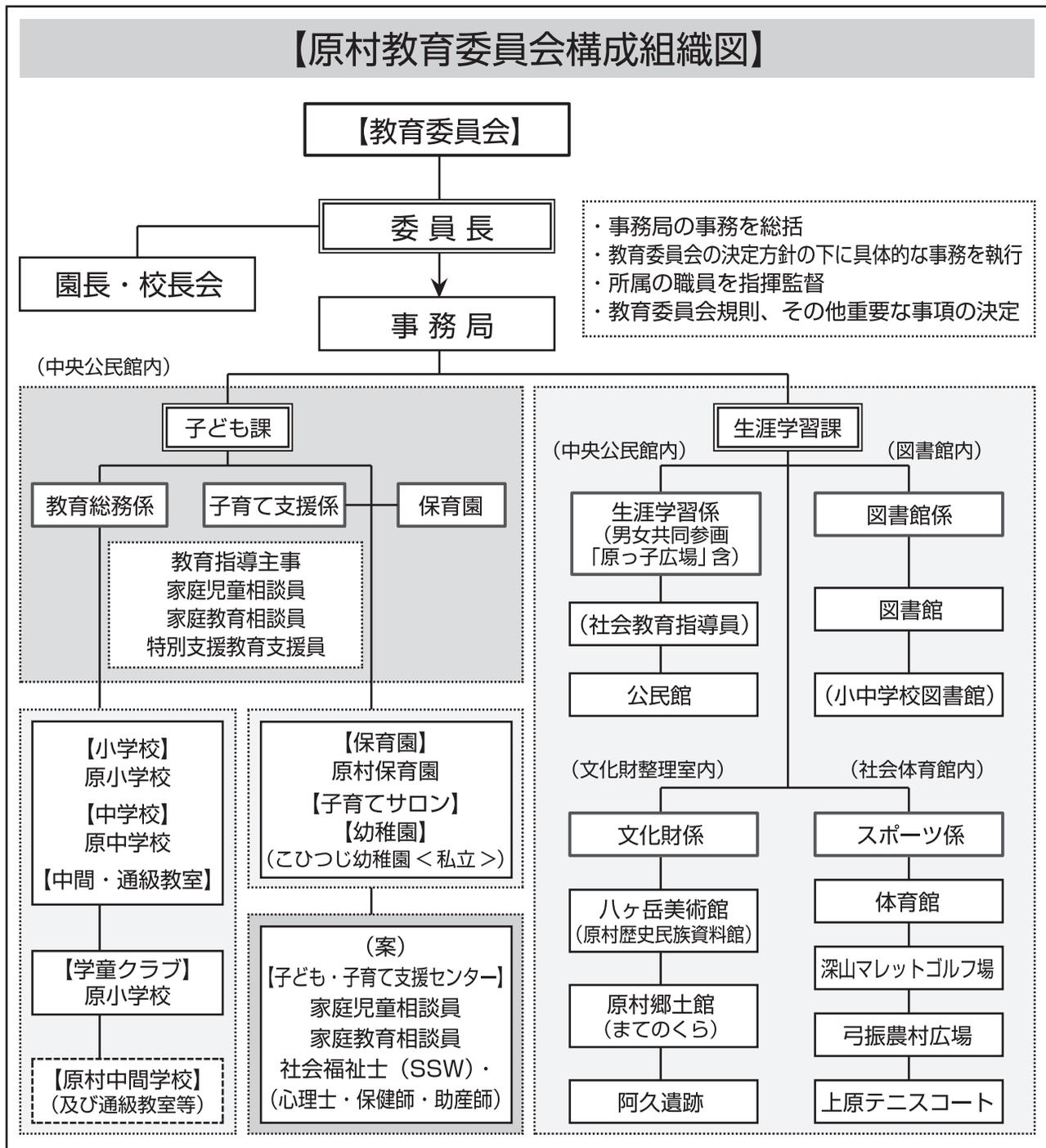
- ・ 村内遺跡等の保護と公開にむけた環境整備の推進
- ・ 指定文化財の保護と鰻絵等の村内文化財による地域の活性化
- ・ 歴史に学び、歴史的良さを生かした社会づくりの推進

(3) 社会体育による生涯スポーツの推進のために

- ・ 住民のニーズに応じたスポーツイベントや教室の実施
- ・ 社会体育関係団体、自主グループ等の支援と育成
- ・ 生涯スポーツを担う指導者的人材の発掘
- ・ 社会体育施設の充実



IV 教育委員会組織 (R4 年度)



目 次

I 原村の概要・概観

1	原村の沿革	1
2	地勢と位置	1
3	人口と世帯数の推移	2
4	教育機関・施設・指定文化財分布図	3
5	教育委員会委員・村理事者及び村議会議員	4
	(1) 教育委員会委員	4
	(2) 村理事者	4
	(3) 議会議員	4
6	関係委員会等	4
7	教育委員会組織図	5
8	教育委員会事務分掌	5
	子ども課	
	(1) 教育総務係	5
	(2) 子育て支援係	5
	(3) 保育園係	5
	生涯学習課	
	(1) 文化財係	5
	(2) 生涯学習係	5
	(3) 図書館係	5
	(4) スポーツ係	5
9	令和4年度一般会計予算（当初予算）	6
10	令和4年度教育費（当初予算）	7

II 子ども課

①	子育て支援	
1	子育て支援	8
	(1) 子ども・子育て支援事業計画に沿った事業推進	8
	(2) 子育てハンドブックによる事業啓発	9
	(3) 相談業務	9
	(4) 原村誕生会	9
	(5) 子育てサロン	9
2	保育所	11
	(1) 保育目標	11
	(2) 保育目標 3歳以上児	12
	(3) 保育目標 未満児	13
	(4) 令和3年度実績報告	15
	(5) 入所児童の推移	18
	(6) 保育所の歴史	18
②	学校教育	
1	原小学校の教育	21
	(1) グランドデザイン	21
	(2) 教師指針	22
	(3) 教育計画	23
	(4) 原小学校のあゆみ	26
2	学童クラブ	33
3	原中学校の教育	34

(1) グランドデザイン	34
(2) 教育計画	35
(3) 生徒の行動	36
(4) 原中学校のあゆみ	37
(5) 原中学校ブロンズ	43
4 教職員数・学級数	44
5 学校施設	44
6 教職員住宅	44
7 学校医・学校歯科医および薬剤師	45
8 学校給食実施状況	45
9 補助事業	45

Ⅲ 生涯学習課

1 社会教育の基本方針	46
2 令和4年度の推進施策	46
(1) 学習機会の提供と支援	46
(2) 社会教育団体の支援・育成・施設の活用	46
3 令和4年度事業計画の概要	46
(1) 令和4年度公民館事業の重点目標	46
(2) 令和4年度中央公民館事業計画	47
(3) 令和3年度中央公民館利用登録団体	50
4 令和3年度公民館社会教育事業の実施状況	51
(1) 令和3年度公民館事業の実施状況	51
(2) 令和3年度公民館利用状況	56
5 放課後子ども教室推進事業「原っ子広場」	57
6 社会体育	58
(1) 令和4年度社会体育の運営方針	58
(2) 令和4年度社会体育の重点目標	58
(3) 令和4年度社会体育の重点活動	58
(4) 令和4年度大会行事の開催計画	59
(5) 令和4年度講座・教室等の計画	60
(6) 令和3年度講座・教室等の実施状況	60
(7) 令和3年度大会行事实施状況	61
(8) 令和3年度社会体育館利用状況	62
(9) 社会体育施設の概要	64
7 文化財事業	65
(1) 令和4年度事業計画	65
(2) 令和3年度事業の概要	66
(3) 指定文化財	69
(4) 原村教育委員会刊行報告書等	70
8 原村歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）	76
(1) 運営方針	76
(2) 令和4年度展覧会年間予定表	76
(3) 令和3年度入館者数及び売店販売実績	76
(4) 総収入	77
(5) 令和3年度実施事業	77
(6) 新型コロナ対策	78

(7) 世界発信が続いた村野建築	79
(8) アーティゾン美術館との連携	79
(9) 博学・地域連携	79
(10) 施設整備・営繕管理	79
9 原村図書館	81
(1) 原村図書館沿革	81
(2) 施設の概要	81
(3) 利用案内	81
(4) 図書館運営の基本方針	82
(5) 事業計画の概要	82
(6) 令和3年度図書館利用状況	83
(7) 蔵書集計	84
(8) 資料集計	84
(9) 登録者数	84
(10) 年代別・分類別貸出状況	84
(11) 形態別資料貸出の月次統計	85
(12) 貸出資料の推移	85
(13) 資料の受入数及び除籍数等	86
(14) 受入統計	86
10 社会教育施設の概要	87

I 原村の概要・概観

1 原村の沿革

原村は、国指定の阿久遺跡、臥竜遺跡に象徴されるように縄文時代は文化の隆盛を極めた地域です。原村は、旧村落全部が江戸時代に誕生した新田村であり、その中で最も早い

原山新田（後の中新田）が、慶長15年（1610年）に成立しており、それ以前は原村全域が諏訪大社上社の御狩場として神野（こうや）といわれ、神聖な地とされていました。原山新田誕生後、弘沢新田（1614年）、八ッ手新田（1615年）、柏木新田（1621年）、大久保新田（1649年）、菖蒲沢新田（1649年）、柳沢新田（1652年）、室内新田（1673年）とそれぞれ新田村として発達をとげてきました。

明治8年1月22日（1875年）に8つの村が合併し、「原村」となりました。以来村域の変更はなく、昭和後期には農場区、判之木区、上里区、南原区、やつがね区、ペンション区ができ平成18年4月には原山地域自治会が発足しました。原村は諏訪地区唯一の村として合併などを経ることなく現在に至っており、平成17年1月には村政施行130周年を迎えています。

2 地勢と位置

原村は、長野県の南東部に位置する。諏訪盆地の南東にあつて、北と西は茅野市、南は富士見町、東は八ヶ岳を境とし、八ヶ岳連峰の西南一帯の森林原野耕地からなる広大な山麓地帯を占めている。

四囲は遙か南に甲斐駒を始めとする南アルプス、東に八ヶ岳連峰と蓼科山、北に霧ヶ峰、さらに北アルプスを望み、西は眼下に諏訪湖をおいて、その眺望はすばらしいものがある。

気象は年間を通じて日照時間が長く、雨量が少なく湿度が低い。また気温の年較差・日較差が大きく、風向きは北西風が多い。

村の主要分の標高は、1000mであり、冷涼な気象条件を活かした高原野菜・花卉の栽培が盛んでその品質も高く評価されている。

中央高原は、豊かな自然を背景とし、ペンション地区を中心に観光施設が整備されている。

道路は、東西方向に流れる河川によって浸食された谷に沿って発達し、多くは茅野市の中心街に向かっている。近年、ズームライン・エコラインなど諏訪南インターチェンジから中央高原を始めとする各方面へのアクセス道路が整備され、今後の多目的利用が期待されている。

位置（役場）	広さ
東経 138° 13′ 03″	東西 16.2 km
北緯 35° 57′ 52″	南北 5.9 km
標高 1,012 m	周囲 約50 km
	面積 43.26 km ²

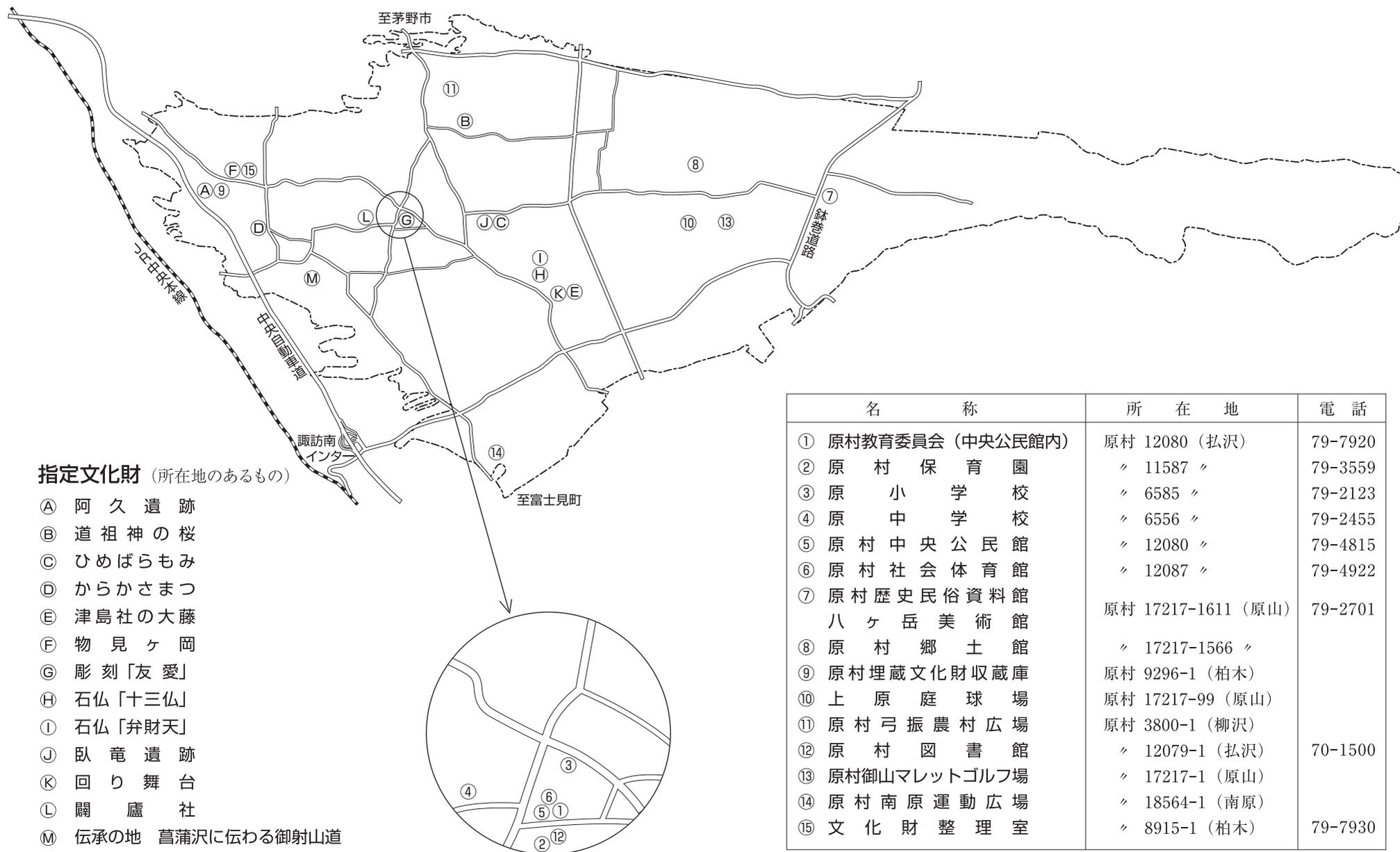
3 人口と世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年	人口	世帯数	年	人口	世帯数
明治 33 年	4,586	949	6 年	6,927	1,990
38 年	5,047	1,083	7 年	7,154	2,132
43 年	5,484	1,086	8 年	7,156	2,146
大正 4 年	5,892	1,132	9 年	7,265	2,213
9 年	5,849	1,210	10 年	7,322	2,259
14 年	5,720	1,183	11 年	7,381	2,310
昭和 5 年	5,979	1,204	12 年	7,453	2,368
10 年	5,890	1,172	13 年	7,549	2,434
15 年	5,913	1,181	14 年	7,548	2,456
22 年	7,210	1,355	15 年	7,574	2,515
25 年	7,307	1,433	16 年	7,637	2,566
30 年	6,712	1,431	17 年	7,628	2,614
35 年	6,556	1,437	18 年	7,674	2,658
40 年	6,244	1,421	19 年	7,711	2,718
45 年	5,869	1,405	20 年	7,741	2,769
50 年	5,725	1,447	21 年	7,827	2,831
53 年	5,973	1,560	22 年	7,829	2,909
55 年	6,125	1,597	23 年	7,860	2,939
58 年	6,298	1,632	24 年	7,962	3,058
60 年	6,343	1,648	25 年	7,892	3,045
61 年	6,401	1,660	26 年	7,888	3,080
62 年	6,409	1,691	27 年	7,892	3,118
63 年	6,491	1,720	28 年	7,916	3,177
平成 元年	6,547	1,737	29 年	7,968	3,230
2 年	6,502	1,743	30 年	7,944	3,289
3 年	6,560	1,776	令和元年	8,015	3,335
4 年	6,648	1,820	2 年	8,053	3,384
5 年	6,759	1,881	3 年	8,040	3,401

国税調査・毎月人口異動調査

4 教育機関・施設・指定文化財分布図



5 教育委員会委員・村理事者及び村会議員

(1) 教育委員会 (令和4年8月現在)

〔教育長〕 清水 幸次

〔教育委員〕

役 職 名	氏 名
教育長職務代理	五味 正成
委 員	小林 晴美
〃	須藤 陽子
〃	五味 康剛

(2) 村理事者

役 職 名	氏 名
村 長	五味 武雄
副 村 長	宮坂 道彦

(3) 村議会議員

議 長 芳 澤 清 人

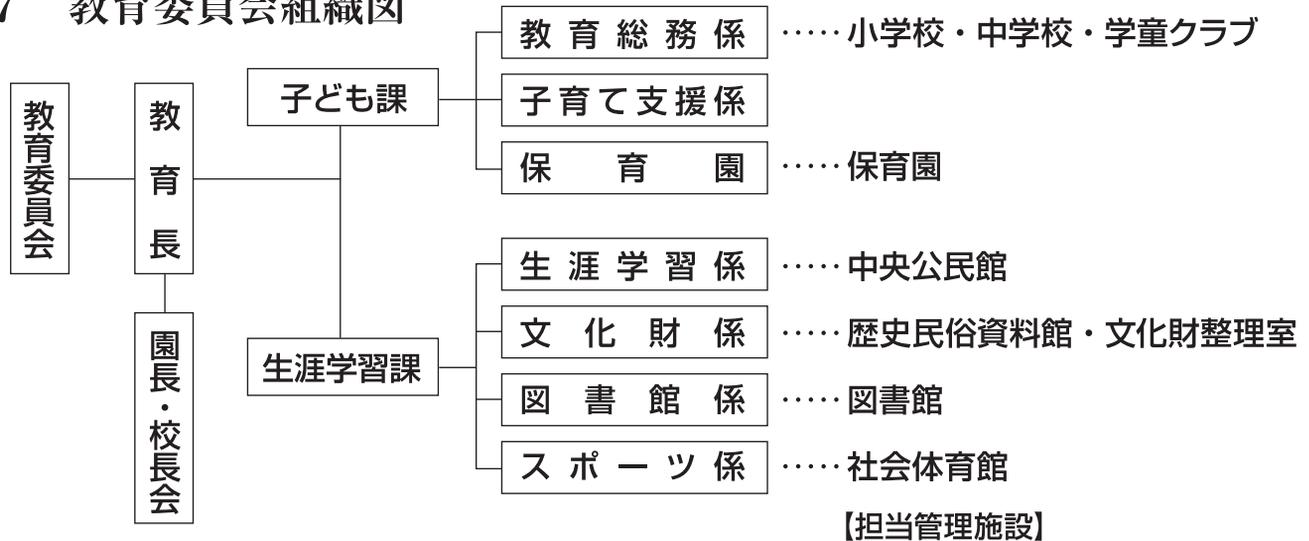
副議長 百 瀬 嘉 徳

職 名	常任委員会	
	総務産業委員会	社会文教委員会
委員 長	佐 宗 利 江	宮 坂 紀 博
副委員 長	北 原 貴 穂	平 出 敏 廣
委 員	中 村 浩 平	半 田 裕
〃	松 下 浩 史	宮 坂 早 苗
〃	百 瀬 嘉 徳	森 山 岩 光

6 関係委員会等

名 称	根 拠 条 例 等	委員定数	委員任期
原村奨学生審議会	原村奨学金条例	10人以内	2年
原村教育支援委員会	原村教育支援委員会規則	12人以内	2年
原村社会教育委員	原村社会教育委員に関する条例	8人以内	2年
原村スポーツ推進審議会	原村スポーツ推進審議会条例	14人以内	2年
原村スポーツ推進委員会	原村スポーツ推進委員設置規則	10人以内	2年
原村歴史民俗資料館運営協議会	原村歴史民俗資料館条例	8人以内	2年
原村文化財調査委員	原村文化財保護条例	5人	2年
阿久遺跡整備委員会	阿久遺跡整備委員会規則	9人	
原村図書館協議会	原村図書館条例	7人以内	2年
原村いじめ問題対策連絡協議会	原村いじめ問題対策連絡協議会等条例	15人以内	2年
原村子ども・子育て会議	原村子ども・子育て会議条例	10人以内	2年

7 教育委員会組織図



8 教育委員会事務分掌

子ども課

(1) 教育総務係

- ア 教育委員会の会議に関する事。
- イ 教育行政の相談に関する事。
- ウ 事務局及び教育委員会の職員（原費負担職員を除く。）の人事及び研修に関する事。
- エ 教育委員会規則等の制定、改廃に関する事。
- オ 公印の保管に関する事。
- カ 教育に係る調査、統計に関する事。
- キ 文書の取受及び管理に関する事。
- ク 奨学金に関する事。
- ケ 事務局及び教育機関事務の連絡調整に関する事。
- コ 学校の設置、廃止及び管理運営に関する事。
- サ 県費負担職員の内申その他人事に関する事。
- シ 学齢児童、生徒の就学及び転出転入に関する事。
- ス 教科書、その他教材の取扱いに関する事。
- セ 児童、生徒及び教職員の保健衛生及び福利厚生、安全に関する事。
- ソ 教職員の研修に関する事。
- タ 学校給食に関する事。
- チ 通学区域に関する事。
- ツ 公文書の保管及び予算事務に関する事。
- テ 教材、教具の整備に関する事。
- ト その他学校教育に関する事。
- ナ 学童クラブに関する事。
- ニ 課内の他係の所掌事務に属さない事項に関する事。

(2) 子育て支援係

- ア 児童手当に関する事。
- イ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- ウ 母子、父子、寡婦福祉に関する事。
- エ 施設入所措置に関する事。
- オ 子ども・子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）の策定及び推進に関する事。
- カ 保育所の入退所に関する事。
- キ 保育料等の徴収に関する事。
- ク 公文書の保管及び予算事務に関する事。
- ケ 子育てサロンに関する事。
- コ その他児童福祉に関する事。

(3) 保育園係

- ア 児童の保育に関する事。
- イ 施設の運営管理に関する事。
- ウ 公文書の保管及び予算事務に関する事。

生涯学習課

(1) 文化財係

- ア 文化財の保護保存に関する事。
- イ 文化財施設の維持管理及び運営に関する事。
- ウ 文化財の調査、研究、発掘、及び関係資料の刊行に関する事。
- エ 文化財関係団体の指導育成に関する事。
- オ 公文書の保管及び予算事務に関する事。
- カ 歴史民俗資料館に関する事項
- キ 歴史民俗資料館の管理、運営に関する事。

(2) 生涯学習係

- ア 生涯学習の振興に係る施策の企画、調整に関する事。
- イ 生涯学習団体の指導育成に関する事。
- ウ 生涯学習資料の刊行、配布、広報に関する事。
- エ 社会教育委員に関する事。
- オ 社会教育のために、必要な設備、器材及び資料に関する事。
- カ 青少年健全育成、成人教育及び家庭教育に関する事。
- キ 文化団体、女性団体及び女性教育に関する事。
- ク 人権教育に関する事。
- ケ 公民館に関する事。
- コ 中央公民館の管理、運営に関する事。
- サ 公文書の保管及び予算事務に関する事。

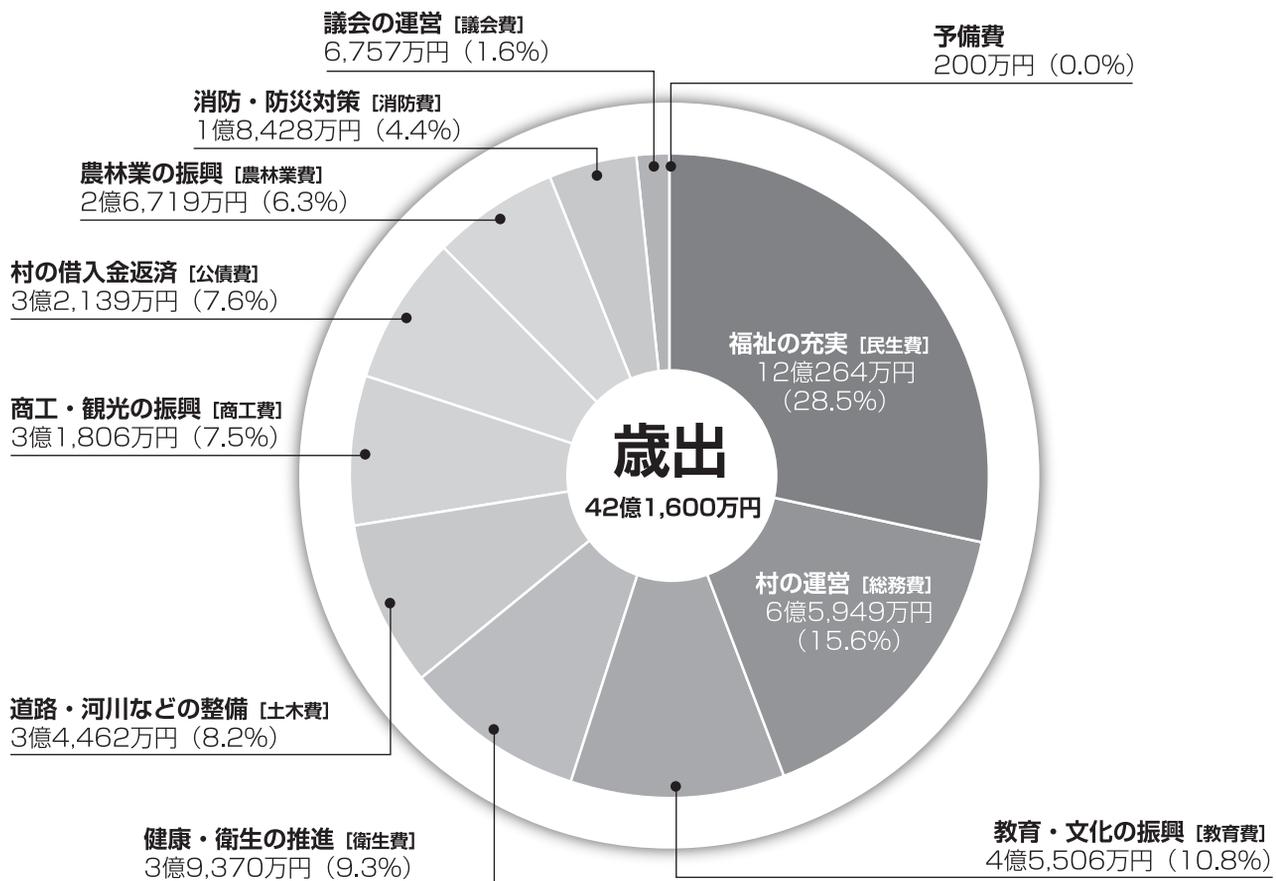
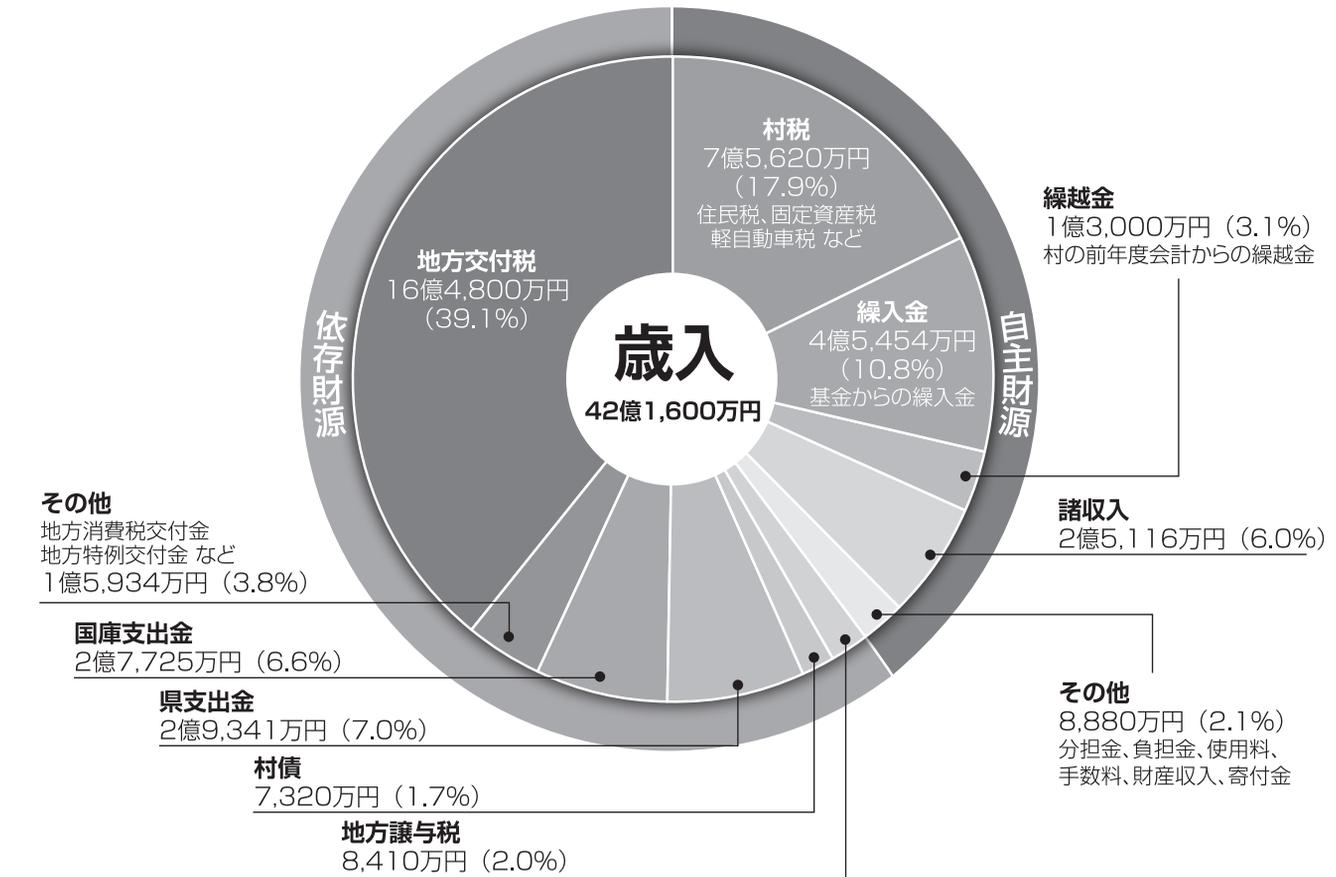
(3) 図書館係

- ア 図書館に関する事。
- イ 図書館の管理、運営に関する事。
- ウ 公文書の保管及び予算事務に関する事。

(4) スポーツ係

- ア 村民の健康、体力づくりに関する事。
- イ 生涯スポーツの推進に関する事。
- ウ 社会体育施設の整備、管理、運営に関する事。
- エ スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員の活用・育成に関する事。
- オ スポーツ関係団体に関する事。
- カ スポーツ大会・スポーツ教室に関する事。
- キ 公文書の保管及び予算事務に関する事。

9 令和4年度 一般会計予算（当初予算）



10 令和4年度教育費（当初予算・歳出）

（単位千円）

項 目		本年度予算額	前年度予算額	比 較	構成比(%)
民生費	児童福祉総務費	29,641	43,195	△ 13,554	3.5%
	児童措置費	119,770	125,544	△ 5,774	14.1%
	母子福祉費	970	850	120	0.1%
	保育所費	243,759	215,556	28,203	28.7%
	計	394,140	385,145	8,995	46.4%
教育総務費	教育委員会費	1,553	1,527	26	0.2%
	総務費	112,992	105,112	7,880	13.3%
	教育施設費	8,661	3,228	5,433	1.0%
	奨学事業費	2,006	1,886	120	0.2%
	学童生徒指導費	14,460	14,244	216	1.7%
	計	139,672	125,997	13,675	16.4%
小学校費	学校管理費	24,474	23,974	500	2.9%
	教育振興費	28,731	26,314	2,417	3.4%
	給食施設費	28,889	22,681	6,208	3.4%
	計	82,094	72,969	9,125	9.7%
中学校費	学校管理費	21,605	24,877	△ 3,272	2.5%
	教育振興費	30,411	31,156	△ 745	3.6%
	給食施設費	26,130	21,254	4,876	3.1%
	計	78,146	77,287	859	9.2%
社会教育費	社会教育総務費	17,775	17,809	△ 34	2.1%
	公民館費	21,839	21,187	652	2.6%
	文化財調査保護費	37,975	55,462	△ 17,487	4.5%
	図書館費	33,804	37,499	△ 3,695	4.0%
	阿久遺跡管理費	1,720	848	872	0.2%
	民俗資料館費	15,515	15,174	341	1.8%
計	128,628	147,979	△ 19,351	15.1%	
保健体育費	保健体育総務費	17,381	17,628	△ 247	2.0%
	社会体育館費	7,318	7,050	268	0.9%
	社会体育施設管理費	2,328	3,009	△ 681	0.3%
	計	27,027	27,687	△ 660	3.2%
合 計		849,707	764,095	85,612	100.0%

教育費		
民生費	394,140	46.4%
教育総務費	139,672	16.4%
小学校費	82,094	9.7%
中学校費	78,146	9.2%
社会教育費	128,628	15.1%
保健体育費	27,027	3.2%

